

公益社団法人 船橋歯科医師会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人船橋歯科医師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県船橋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、医道の高揚、歯科医学・医術の進歩発達、公衆衛生及び予防医学の普及向上に関する事業を行い、地域社会の福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 公衆衛生向上のための指導や健康診査事業
- (2) 地域と連携した歯科医療の整備に関する事業
- (3) 歯科医学の研究と口腔衛生の普及に関する事業
- (4) 心身障害児(者)及び在宅要介護高齢者等や救急患者への歯科医療の充実を目的とする事業
- (5) 医道の高揚と医療管理体制の整備に関する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業の推進に資するため、必要な事項は別に定める。

3 第1項各号の事業は、千葉県において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 船橋市又は鎌ヶ谷市に診療に従事する場所若しくは、住所を有する歯科医師で、この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で会長が推薦し理事会で承認された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(入会金、会費及び負担金)

第7条 正会員は、総会において別に定める入会金、会費及び負担金を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(戒告及び除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を戒告及び除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他戒告又は除名すべき正当な事由があるとき。

2 会員を除名しようとするときは、その会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

3 前項の規定により除名が決議されたときは、当該会員に対し、その旨を通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡したとき。
- (4) この法人が解散したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条、第9条及び第10条の規定によりその資格を喪失したときはこの法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総 会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の戒告及び除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額並びにその規程
- (4) 入会金及び会費、負担金の金額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (7) 財産目録
- (8) 定款の変更

- (9) 解散及び残余財産の処分
- (10) 理事会において総会に付議した事項
- (11) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 本会の総会は定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。この定時総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。
- 3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 毎事業年度末の3月
 - (2) 理事会において開催の決議がなされたとき。
 - (3) 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 正会員総数の5分の1以上の賛同があるとき、正会員は会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するときは、正会員に対し、会議の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面により、少なくとも開会の日の1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面決議等)

第19条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって決議し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったとみなす。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及びその総会において選出された議事録署名人 2 人以上が、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役 員

(役員の設定)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 13 名以上 15 名以内
- (2) 監事 3 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長、2 名以内を副会長、1 名を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、残りの理事を持って同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。
- 4 監事には正会員以外から一定の知見を有する者を選任することができる。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会において選定する。この場合において、理事会は、総会の決議により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 会長及び業務を執行する理事は、毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事には報酬を支給することができる。その額については、別に定める役員等の報酬規程による。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は総会の決議により、別に定める。

(顧問及び嘱託)

第 28 条 この法人に、顧問及び嘱託を置くことができる。

- 2 顧問は総会の決議を経て、会員の中から会長が委嘱する。
- 3 顧問は会長の諮問に応え、本法人の理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問の報酬は無報酬とするが、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 5 嘱託は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。
- 6 嘱託は、本法人の事業に関し意見を述べることができる。
- 7 嘱託には報酬を支給することができ、その額については、前条に定める役員等の報酬規程による。
- 8 顧問及び嘱託の任期は、その委嘱した会長の在任期間とする。

第 6 章 理 事 会

(構成)

第 29 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 委 員 会

(委員会)

第 34 条 この法人に、事業を推進するために必要な委員会を置く。

- 2 委員会は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する委員をもって組織する。

- 3 委員会は、理事会の決議を経て、この事業を推進するために必要な事項を調査し、研究し、審議し、及び実施する。
- 4 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第8章 専門部会

(専門部会)

- 第35条 この法人に、専門的な事項の調査、研究、審議及び実施のため、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会は、前項の事項の趣旨に賛同し、協力を申し出た会員であつて、かつ、理事会の決議を経て、会長が委嘱する会員をもって組織する。
 - 3 専門部会の種類、組織、任務その他必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記録された財産
- (2) 事業年度内における次に掲げる収入
 - イ 入会金、会費及び負担金
 - ロ 寄附金品
 - ハ 資産から生じる収入
 - ニ 事業に伴う収入
 - ホ その他の収入

(事業計画及び予算)

- 第38条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第40条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 事務局

(設置等)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には所要の職員を置く。

3 事務職員は、理事会の承認を得て、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官

報に掲載する方法による。

第 13 章 補 則

(委任)

第 47 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は次に掲げる者とする。
古池 輝久
- 4 この法人の最初の業務執行理事は次に掲げる者とする。
齋藤 俊夫
尾崎 隆
朽方 直人
赤岩けさ子
藤居 弘通
崔 剛
原 昌嗣
久保木由紀也
藤平 崇志
江藤 庸弘
谷 博司
遠藤比呂喜
萩原 滋
望月 和美
- 5 平成 26 年 3 月 29 日一部改正
(第 5 条 名誉会員の承認方法を改正、第 9 条 文言の一部追加、第 13 条 総会決議事項のうち「(5) 事業報告の承認」を削除、第 45 条 文言の一部修正)。